

ブロック塀等を撤去し新たに生け垣や植え込みを設置し改善する場合の整備基準

ブロック塀等改善事業（安全で美しいいえなみ整備）

ブロック塀等改善事業（安全で美しいいえなみ整備）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路と敷地の境界部（概ね 2.5m 以内）に、新たに延べ 3 m 以上植樹を行うものであること
- (2) 法令の規定により道路の境界線とみなされる線（建築後退線又は事業認可道路予定線等）より建物用地側に植樹すること
- (3) 中木（樹高 1 m 以上のもの）の場合は 0.5 本/m 以上、低木（樹高 0.3m 以上 1 m 未満のもの）の場合は 1 本/m 以上植樹すること
- (4) 株立ちは、1 株を 1 本として算定すること
- (5) 次のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - ・芝生、草花
 - ・プランター等、移動が可能なもの
- (6) 樹木やフェンス等を設置する際には、緑の連続性や周囲との調和に配慮すること
- (7) 整備後は良好な状態を保全すること
- (8) 道路から見て、樹木の前にフェンスを併設する場合には、(1) から (7) までの要件に加え、次に掲げる要件を満たすこと
 - ① フェンスの要件
 - ・基礎高は概ね 60cm 以下とすること
 - ・基礎を除くフェンス部分の透過率は 50% 以上とすること
 - ・基礎を含む全体の高さは 1.2m 以下とすること
 - ② 樹木の要件
 - ・樹木の高さは基礎高よりも高くすること